

平成29年第3回本部町議会臨時会会議録

招 集 年 月 日	平成29年 3 月 29 日		
招 集 場 所	本部町議会議場		
開 閉 会 日 時 及 び 宣 言	開 会	平成29年 3 月 29 日	午前10時00分
	閉 会	平成29年 3 月 29 日	午前11時46分

※ 出席並びに欠席議員は下記のとおりである。

出 席 14 名 欠 席 0 名 欠 員 0 名

議席番号	氏 名	出席等別	議席番号	氏 名	出席等別
1	真 部 卓 也	出	9	具志堅 勉	出
2	崎 浜 秀 昭	〃	10	座間味 栄 純	〃
3	比 嘉 由 具	〃	11	松 川 秀 清	〃
5	小橋川 健	〃	12	喜 納 政 樹	〃
6	伊良波 勤	〃	13	宮 城 達 彦	〃
7	具志堅 正 英	〃	14	崎 浜 秀 進	〃
8	仲宗根 須磨子	〃	15	石 川 博 己	〃

※ 会議録署名議員

9 番	具志堅 勉	10 番	座間味 栄 純
-----	-------	------	---------

※ 地方自治法第121条の規定により、説明のため本会議に出席した者は次のとおりである。

町 長	高 良 文 雄	副 町 長	平 良 武 康
教 育 長	仲宗根 清 二	総 務 課 長	仲宗根 章

※ 本会議に職務のため出席した者

事 務 局 長	上 原 新 吾	主 事	仲宗根 農
---------	---------	-----	-------

議 事 日 程

3月29日（水）1日目

日程番号	議案番号	件 名
1		仮議席の指定
2	選挙第1号	議長の選挙

追 加 議 事 日 程

3月29日（水）1日目

日程番号	議案番号	件 名
追加1		会議録署名議員の指名
2		会期の決定の件
3	選挙第2号	副議長の選挙
4		議席の指定
5		常任委員の選任
6		議長の常任委員の辞任
7	決議第1号	議会広報調査特別委員会設置に関する決議
8	選挙第3号	本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙
9	選挙第4号	本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙

日程番号	議案番号	件名
10	選挙第5号	沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙
11		議会運営委員の選任
12		議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出
13	議案第25号	本部町監査委員の選任同意について (議案説明・審議・採決)

○ **議会事務局長 上原新吾** おはようございます。議会事務局長の上原です。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会です。議長が選挙されるまでの間、地方自治法第107条の規定によって、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっています。

年長議員の崎浜秀進議員をご紹介します。

(年長の議員 崎浜秀進議員、議長席に着く)

○ **臨時議長 崎浜秀進** ただいま紹介されました崎浜秀進です。地方自治法第107条の規定によって、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひします。

ただいまから平成29年第3回本部町議会臨時会を開会します。 開 会 (午前10時00分)

本日の会議を開きます。

日程第1. 仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席とします。

暫時休憩します。

休 憩 (午前10時01分)

再開します。

再 開 (午前10時02分)

日程第2. 選挙第1号 議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に1番 具志堅 勉議員及び2番 座間味栄純議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の漏れはありませんか。

(な し)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に1番から順次投票願ひます。

(投 票)

投票漏れはありませんか。

(な し)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。具志堅 勉議員及び座間味栄純議員、開票の立ち会いをお願いします。

(開 票)

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票。有効投票のうち、石川博己議員9票、喜納政樹議員4票、崎浜秀進議員1票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって石川博己議員が議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま議長に当選されました石川博己議員が議長におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

石川博己議員、議長当選承諾及び挨拶をお願いします。

○ **議長 石川博己** どうも皆さん、議員の皆さん、この栄えある本部町議会議長に推挙をいただき、心から感謝を申し上げますとともに、責任の重大さというものを痛感いたしております。

私は、議会運営に関しましては、公正公平に、そして本町のさらなる発展のために頑張っていく決意をいたしております。

今後とも皆様方のご協力を心からお願い申し上げます。以上です。

○ **臨時議長 崎浜秀進** 議長、議長席にお着き願います。

これで臨時議長の職務は全部終了しました。ご協力ありがとうございました。

しばらく休憩します。

休 憩 (午前10時13分)

○ **議長 石川博己** 再開します。

再 開 (午前10時17分)

本日の追加議事日程は、お手元に配付のとおりでございますので、ご了解願います。

追加日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって仮議席1番 具志堅 勉議員及び仮議席2番 座間味栄純議員を指名します。

追加日程第2. 会期の決定の件を議題といたします。

お諮りします。本臨時会の会期は、本日限りの1日間にしたいと思っております。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって会期は、本日限りの1日間と決定しました。

追加日程第3. 選挙第2号 副議長の選挙を行います。

選挙は、投票で行います。

議場の出入口を閉めます。

(議場を閉める)

ただいまの出席議員数は14人です。

次に立会人を指名します。会議規則第32条第2項の規定によって、立会人に3番 真部卓也議員及び5番 松川秀清議員を指名します。

投票用紙を配ります。

(投票用紙配布)

念のため申し上げます。投票は、単記無記名です。

投票用紙に被選挙人の氏名を記載してください。

投票用紙の配布漏れはありませんか。

(なし)

配布漏れなしと認めます。

投票箱を点検します。

(投票箱点検)

異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。議席順に1番から順次投票願います。

(投票)

投票漏れはありませんか。

(なし)

投票漏れなしと認めます。投票を終わります。

開票を行います。3番 真部卓也議員及び5番 松川秀清議員の立ち会いをお願いします。

(開票)

選挙の結果を報告します。投票総数14票、有効投票14票、無効投票0票です。有効投票のうち、
崎浜秀進議員10票、喜納政樹議員4票、以上のとおりです。

この選挙の法定得票数は4票です。したがって崎浜秀進議員が副議長に当選されました。

議場の出入口を開きます。

(議場を開く)

ただいま副議長に当選されました崎浜秀進議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の
規定によって、当選の告知をします。

崎浜秀進議員、副議長の当選承諾及び挨拶を願います。

○ **副議長 崎浜秀進** 副議長に任命されました崎浜です。

議長を支えて、向こう4年間一生懸命頑張っていきます。また議会の和をとりながら頑張ります
のでよろしくお願いします。

○ **議長 石川博己** 追加日程第4. 議席の指定を行います。

議席は、会議規則第4条第1項の規定によって、議長において指名します。

(議席番号・氏名朗読)

1番 真部卓也議員、2番 崎浜秀昭議員、3番 比嘉由具議員、5番 小橋川 健議員、6
番 伊良波 勤議員、7番 具志堅正英議員、8番 仲宗根須磨子議員、9番 具志堅 勉議員、
10番 座間味栄純議員、11番 松川秀清議員、12番 喜納政樹議員、13番 宮城達彦議員、14番
崎浜秀進議員、15番 石川博己議員。

ただいま申しあげましたとおり議席を指定します。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時28分）

（休憩中に席の移動を行う）

再開します。

再 開（午前10時34分）

追加日程第5．常任委員の選任を行います。

お諮りします。各常任委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が指名します。

総務文教常任委員に、喜納政樹議員、松川秀清議員、具志堅 勉議員、崎浜秀昭議員、具志堅正英議員、小橋川 健議員、石川博己議員。以上7人です。

産業建設常任委員に、座間味栄純議員、比嘉由具議員、崎浜秀進議員、宮城達彦議員、仲宗根須磨子議員、伊良波 勤議員、真部卓也議員。以上7人を指名します。

お諮りします。ただいまの指名のとおり各常任委員に指名したいと思います。ご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがってただいまの指名のとおり、各常任委員に選任することに決定しました。

議事交代のため休憩します。

休 憩（午前10時36分）

○ 副議長 崎浜秀進 再開します。

再 開（午前10時37分）

議長にかわりまして、副議長で議事を進めます。

追加日程第6．議長の常任委員の辞任を議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、石川博己議長の退場を求めます。

（石川博己議長退場）

議長からその職責上の理由によって、常任委員を辞任したいとの申し出があります。

お諮りします。本件は、申し出のとおり辞任を許可することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって石川博己議長の常任委員の辞任を許可することに決定しました。

暫時休憩します。

休 憩（午前10時37分）

（石川博己議長入場）

○ 議長 石川博己 再開します。

再 開（午前10時38分）

これから各常任委員会の委員長及び副委員長を互選していただきます。

休憩します。

休 憩（午前10時38分）

再開します。

再 開（午前10時52分）

これから諸般の報告をします。

休憩中に、各常任委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長

の手元にまいりましたので報告します。

総務文教常任委員長に喜納政樹議員、副委員長に松川秀清議員。産業建設常任委員長に座間味栄純議員、副委員長に比嘉由具議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

休憩します。

休 憩（午前10時52分）

再開します。

再 開（午前11時08分）

追加日程第7．決議第1号 議会広報調査特別委員会の設置に関する決議を議題とします。

本件について提出者の説明を求めます。9番 具志堅 勉議員。

○ 9番 具志堅 勉 決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議。上記の決議を、別紙のとおり本部町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により別紙のとおり提出します。平成29年3月29日、本部町議会議長 石川博己殿。提出者、本部町議会議員 具志堅 勉。賛成者、本部町議会議員 座間味栄純。賛成者、本部町議会議員 崎浜秀昭。

議会広報調査特別委員会設置に関する決議。次のとおり、議会広報調査特別委員会を設置するものとする。記、1、名称、議会広報調査特別委員会。2、設置の根拠、地方自治法第109条及び委員会条例第5条。3、目的、議会広報の編集及び発行に関する調査。4、委員の定数、5人。5、委員の任期、議員の任期中。6、調査期限、調査終了まで閉会中もなお調査を行うことができる。

提案理由、議会広報は議会と住民を結ぶかけ橋であり、議会の審議・活動状況を広く住民に知らせる重要な役割を担っている。この議会広報の充実強化を図り、編集委員として十分な活動ができるようにするため、議会広報調査特別委員会を設置する。平成29年3月29日、本部町議会。以上です。

○ 議長 石川博己 これから質疑を行います。質疑ありませんか。

（「質疑なし」と言う者あり）

質疑なしと認めます。

討論は省略します。

これから決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議を採決します。

お諮りします。具志堅 勉議員外2人から提出されました決議第1号 議会広報調査特別委員会設置に関する決議のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

異議なしと認めます。したがって具志堅 勉議員外2人から提出されました議会広報調査特別委員会設置に関する決議は、可決されました。

ただいま設置されました議会広報調査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長において指名します。

議会広報調査特別委員会の委員に、崎浜秀昭議員、具志堅 勉議員、座間味栄純議員、小橋川健議員、伊良波 勤議員、以上5人を指名します。

お諮りします。ただいまの指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました5人の議員が議会広報調査特別委員会の委員に決定しました。

これより議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選をしていただきます。

暫時休憩します。

休 憩 (午前11時12分)

再開します。

再 開 (午前11時28分)

これから諸般の報告をします。

休憩中に、議会広報調査特別委員会の委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果の報告が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に崎浜秀昭議員、副委員長に具志堅 勉議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第8．選挙第3号 本部町・今帰仁村消防組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町・今帰仁村消防組合議会議員に宮城達彦議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました宮城達彦議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員を本部町・今帰仁村消防組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました宮城達彦議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員が本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町・今帰仁村消防組合議会議員に当選されました宮城達彦議員、真部卓也議員、崎浜秀昭議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第9．選挙第4号 本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に座間味栄純議員、具志堅 勉議員、比嘉由具議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました座間味栄純議員、具志堅 勉議員、比嘉由具議員を本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました座間味栄純議員、具志堅 勉議員、比嘉由具議員が本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました。

ただいま本部町今帰仁村清掃施設組合議会議員に当選されました座間味栄純議員、具志堅 勉議員、比嘉由具議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第10. 選挙第5号 沖縄県介護保険広域連合議会議員の選挙を行います。

お諮りします。選挙方法につきましては、地方自治法第118条第2項の規定によって、指名推選にしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって選挙の方法は、指名推選で行うことに決定しました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議長が指名することに決定しました。

沖縄県介護保険広域連合議会議員に、崎浜秀進議員を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました崎浜秀進議員が、沖縄県介護保険広域連合議会議員の当選人と定めることに、ご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいま指名しました崎浜秀進議員を、沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました。

ただいま沖縄県介護保険広域連合議会議員に当選されました崎浜秀進議員が議場におられます。会議規則第33条第2項の規定によって、当選の告知をします。

追加日程第11. 議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第4項の規定によって、議長が指名します。

議会運営委員に具志堅 勉議員、座間味栄純議員、崎浜秀進議員、宮城達彦議員、喜納政樹議員、具志堅正英議員、以上の6名を指名します。

お諮りします。ただいまの議長指名にご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがってただいまの指名のとおり議会運営委員に選任することに決定しました。

これより議会運営委員長及び副委員長を互選していただきます。

休憩します。

休 憩 (午前11時25分)

再開します。

再 開 (午前11時33分)

休憩前に引き続き会議を開きます。

これから諸般の報告をします。

休憩中に、議会運営委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいりましたので報告します。

委員長に具志堅 勉議員、副委員長に座間味栄純議員、以上のとおり互選された旨の報告がありました。

なお、北部広域市町村圏事務組合議会議員は、規約によって議長が当組合議会議員となっておりますので報告します。

これで諸般の報告を終わります。

追加日程第12. 議会運営委員会の閉会中の継続調査申し出の件を議題とします。

議会運営委員長から会議規則第75条の規定によって、お手元に配りました申し出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

休憩します。

休 憩 (午前11時35分)

再開します。

再 開 (午前11時41分)

追加日程第13. 議案第25号 本部町監査委員の選任同意についてを議題とします。

松川秀清議員は、地方自治法第117条の規定により、除斥の対象となりますので退場を求めます。

(松川秀清議員退場)

本案について提出者の説明を求めます。町長。

○ 町長 高良文雄 皆さんこんにちは。ご苦労さまであります。提案の前に一言、本日の第3回本部町議会は、去る3月5日執行の町議会議員選挙後、初めての議会でございます。議員の皆様

様におかれましては、改めまして晴れのご当選おめでとうございます。向こう4年間、町勢発展のため、ともに頑張ってまいりましょう。

それでは議案第25号につきましてご説明を申し上げます。

本部町監査委員の選任同意について。下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求める。

記、住所、沖縄県国頭郡本部町字渡久地718番地2。氏名、松川秀清。生年月日、昭和26年12月14日生まれ。平成29年3月29日提出、本部町長 高良文雄。

提案理由、議会議員の任期満了に伴い、新たに議会議員のうちから監査委員を選任する必要がある。これが、この議案を提出する理由であります。

なお、略歴書を参考までに添付してございますので、どうぞご参考にしてください。以上であります。

○ 議長 石川博己 これから議案第25号 本部町監査委員の選任同意についての質疑を行います。質疑ございませんか。

(「質疑なし」と言う者あり)

質疑なしと認めます。質疑を終わります。

討論を省略したいと思います。

これから議案第25号 本部町監査委員の選任同意についてを採決します。

お諮りします。本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって議案第25号 本部町監査委員の選任同意については、原案のとおり可決されました。

休憩します。

休 憩 (午前11時44分)

(松川秀清議員入場)

再開します。

再 開 (午前11時46分)

議決事件の議事整理についてお諮りします。会議規則第45条の規定により、平成29年第3回本部町議会臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

異議なしと認めます。したがって本臨時会において議決した事件の条項、字句、数字、その他の整理を議長に一任することに決定しました。

これで本日の日程は、全部終了しました。

会議を閉じます。

平成29年第3回本部町議会臨時会を閉会します。

閉 会 (午前11時46分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

平成 年 月 日

本部町議会議長 石 川 博 己

本部町議会副議長 崎 浜 秀 進

本部町議会臨時議長 崎 浜 秀 進

本部町議会議員 具志堅 勉

本部町議会議員 座間味 栄 純